

◎税額控除

《調整控除》

合計課税所得金額が200万円以下の方
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の方
次の①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	普通 1万円		一般	5万円	4万円	2万円
	特別 10万円	配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別 22万円					
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母 5万円		一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除	1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円	

《住宅借入金等特別税額控除》

平成26年から令和7年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税から控除されます。

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額
② 下表の控除限度額（表中Aは、所得税の課税総所得金額等です。）

	(1)	(2)
入居した年月	平成26年4月～ 令和3年12月 (注1)	令和4年1月～ 令和7年12月 (注2)
控除限度額	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

(注1) 平成26年4月から令和3年の間に入居した方のうち、特定取得または特別特定取得に該当する方に限られます。

(注2) 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得に該当する場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。なお、控除の適用には、給与の年末調整による控除の適用、または確定申告が必要となりますので、ご注意ください。

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

《寄附金税額控除》

(別計算となる場合もあります)

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税から控除されます。

- ① 都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
② 千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
③ 千葉県又は市が条例により指定した団体に対する寄附金

【控除額の計算方法】

(1) 基本控除額 = ((①+②+③)×1-2,000円)×(町民税6%・県民税4%)
※1 総所得金額の30%が限度となります。

(2) 特例控除額※2 = (①-2,000円)×(90%-所得税率×1.021)

※2 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%を限度とします。

- ・申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた場合でも、5団体を超える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をする必要があります。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告をされた場合、ワンストップ特例は無効となりますので、必ず寄附金控除を含めて確定申告してください。
- ・令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方団体に対するふるさと納税は、特例控除額の対象外となります。

◎上場株式等に係る配当所得の課税方式について

上場株式等の配当等に係る所得は、申告の際に「総合課税」、「申告分離課税」、「申告不要制度」のいずれかを選択することができます。

【申告分離課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用なし
- ・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができる

【総合課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用あり
- ・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

※令和6年度課税から、上場株式等の配当所得などの課税方式が統一されました。所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税及び分離課税で申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税及び分離課税で申告したことになります。これにより、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※申告した場合は、扶養控除等の判定に使用する合計所得金額に配当所得の額が含まれます。

《配当控除》

(別計算となる場合もあります)

課税所得	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円超え	0.8%	0.6%

《配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額》

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎税率

(別計算となる場合もあります)

区分	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

※上記市民税・県民税の均等割と併せて森林環境税(国税)が一人年額1,000円課税されます。

◎土地建物等の譲渡所得の税率

(別計算となる場合もあります)

区分	市民税	県民税
長期譲渡所得	3%	2%
短期譲渡所得	5.4%	3.6%